

税務署からのお知らせ

納期限と振替納税の利用について（確定申告によるもの）

◇所得税及び復興特別所得税の納付期限及び振替日

- ・現金または電子納税により納付される場合・・・3月16日(月)
- ・振替納税をご利用される場合・・・4月21日(火)

◇個人事業者の方の消費税及び地方消費税の納付期限及び振替日

- ・現金または電子納税により納付される場合・・・3月31日(火)
- ・振替納税をご利用される場合・・・4月23日(木)

※申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知書等による納税のお知らせはありません。
納付には、便利で安全な振替納税をご利用ください。

医療費控除を適用される方へ

平成29年分の確定申告から、医療費控除は領収証の提出が不要となり、代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となっています。

なお、税務署から記載内容の確認を求める場合がありますので、領収証は5年間保存する必要があります。

※令和元年分の確定申告までは、従来どおり領収書の添付または提示によることもできます。

消費税の確定申告をされる方へ

消費税の確定申告書を作成するには、令和元年10月1日以降の取引について、売上げや仕入れ等を税率（軽減税率8%・標準税率10%）ごとに区分して記帳するなどの経理（区分経理）を行った帳簿が必要となります。

また、令和元年分からは、消費税確定申告書を作成するには、区分経理を行った帳簿に基づき、「課税取引金額計算表」の作成が必要となります。

なお、消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理した帳簿や受け取った請求書などの書類を保存する必要があります。

贈与税の概要について

贈与税の課税方法には、「暦年課税」のほか、一定の要件に該当する場合は「相続時精算課税」を選択することができます。

令和元年分の贈与税の申告書の受付は、2月3日(月)から3月16日(月)までです。

申告の内容や適用する特例により、申告とともに添付する各種書類がありますので、詳細は国税庁ホームページをご参照ください。

また、令和元年分の贈与税の納期限は、3月16日(月)です。贈与税の納付は振替納税をご利用できませんので、ご注意ください。